

北ア広2介第183号  
令和2年6月12日

地域密着型サービス事業所開設者様  
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者様

北アルプス広域連合  
広域連合長 牛越 徹  
(公印省略)

令和元年度介護職員処遇改善加算及び  
介護職員等特定処遇改善加算実績報告について(通知)

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、お礼申し上げます。

標記については、厚生労働省から発出された「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成30年3月22日付け老発0322第2号)及び「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成31年4月12日付け老発0412第8号)により、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出することとされています。

つきましては、令和元年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業者は、下記により実績報告書を提出してください。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業につきましても提出が必要ですのでご注意ください。

記

1 提出書類

(1) 実績報告確認表(別紙様式1-2)

(2) 介護職員処遇改善実績報告書(別紙様式3及び添付資料1~3)

(3) 介護職員等特定処遇改善実績報告書(別紙様式3及び添付資料1~3)

① 北アルプス広域連合指定一覧表(添付資料1)

北アルプス広域連合が指定する事業所について記入。対象となる事業所が1か所のみであつても提出が必要です。

② 長野県内の指定権者別一覧表(添付書類2)

県内で指定権者の圏域を超えて所在する事業所を一括して提出する場合に添付。県内の指定権者ごと記入。該当がない場合は添付不要です。

③ 都道府県状況一覧表(添付書類3)

他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合に添付。都道府県ごと記入。該当がない場合は添付不要です。

- (4) 令和元年度介護職員処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シート（別紙様式5）  
(5) 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シート  
（参考様式1）

（原則としてこの計算シートを使用してください。）

※介護職員等特定処遇改善加算を算定していない事業者は（3）（5）の書類の提出は不要です。

## 2 提出書類掲載場所

次の北アルプス広域連合ホームページ上に、提出書類様式等を掲載しています。

「トップページ」→「広域連合の業務 介護保険」→「各種様式ダウンロード」

○北アルプス広域連合ホームページ掲載URL

[http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/gyoumu/kaigo/jigyousyo\\_sinsei/kaigo\\_jigyousyo\\_sinsei.html](http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/gyoumu/kaigo/jigyousyo_sinsei/kaigo_jigyousyo_sinsei.html)（処遇改善加算実績報告関係は最下段にあります。）

3 提出部数 1部

4 提出期限 令和2年7月31日（金）

5 提出先 北アルプス広域連合 介護福祉課介護保険係

## 6 留意事項

- ・ 「介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式3）」と「令和元年介護職員処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シート（別紙様式5）」及び「介護職員等特定処遇改善実績報告書（別紙様式3）」と「令和元年介護職員等特定処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シート（参考様式①～③）」は、それぞれ1つのエクセルファイルにタブ区切りでまとめています。
- ・ 作成にあたっては、「令和元年度介護職員（等特定）処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シート」から記載いただくことで、「介護職員（等特定）処遇改善実績報告書（別紙様式3）」の記載項目に自動入力される項目がありますのでご活用ください。
- ・ 「令和元年度介護職員（等特定）処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シート」の記載にあたっては、法人単位でご提出いただく場合、事業所ごとに作成するのではなく、法人として加算を配分する対象職員を全て記載してください。（事業所名の記載は不要です。）  
また、対象職員が多い場合、適宜行を追加して記載してください。数ページに及ぶ場合、合計欄が最後のページとなるよう作成してください。（ページごとの合計額は不要です。）

## 7 その他

- ・ 長野県国民健康保険団体連合会が毎月送付する「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」により、各事業所・施設の加算受給額（利用者負担1割を含む。）を確認できます。また、お知らせに記載されている〇月審査分については、〇月の前月請求に係るものとなっています。（例：4月審査分 → 3月請求分を4月に審査したという意味です。）

- ・ 請求漏れ、エラー等の理由により、賃金改善実施期間の終期までに支払うことができなかった場合、翌年度の実績報告の加算受給額に含めてください。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者には、令和元年度の加算受給額一覧を郵送しますので、総合事業（みなし、相当、A型）の受給額を含めて実績報告書を作成してください。介護職員等特定処遇改善加算については、相当サービスのみ対象となりますのでご注意ください。

北アルプス広域連合

担当：介護福祉課介護保険係 太田 倉科

電話：0261-22-7196 FAX：0261-22-7011

E-mail：kaigo@kita-alps.omachi.nagano.jp